



青色だより

税金・経営・金融・保険・法律のホームドクター

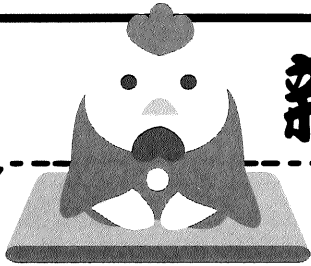
福岡県青色申告会連合会

〒812-0038 福岡市博多区祇園町1-40

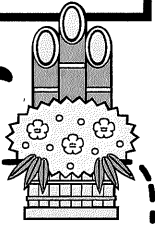
三井生命福岡祇園ビル3階

発行人 会長 梅原 祐治

TEL (092)283-7177・FAX (092)283-7176



新年あけましておめでとうございます



皆様におかれましては、平成二十九年元旦を新たな思いでお迎えのことと存じます。

2016年の漢字は「金」。昨年暮れ、清水寺で一年の世相を1字で表す「今年の漢字」の発表がありました。リオデジャネイロ五輪の日本の「金」ラッシュ、舛添要一前東京都知事ら政治と「カネ」に揺れた1年の意味が込められていたようです。

さて、過日、迫田英典国税庁長官のご臨席を頂き、平成28年度の一般社団法人全国青色申告会総連合定時総会が、東京のホテルニューオータニにおいて開催されました。この総会において、迫田英典国税庁長官より、青色申告会の会員に対する適正申告の指導、青色コーナーにおける青色申告の勧奨など日常活動の取組みに対して感謝の言葉をいただきました。

さらに、迫田長官は、祝辞の中で次のように述べられました。

『さて、最近の税務行政に目を向けますと、経済活動の国際化、ICT化の進展、更にはマイナンバー制度の導入など、税務行政を取り巻く環境は大きく変化しております。このような中で、納税者の自発的な納税道義の履行を適正かつ円滑に実現するという国税庁の使命を十分に果たしていくためには、従来以上に青色申告会など関係民間団体の皆様のご協力が必要です。特に、今事務年度におきましては、これまで以上に青色申告会をはじめとする関係民間団体の皆様との連携・協調を強化する取組みを行うことといたしました。このような取組みは今事務年度限りではなく、継続して取り組んでいくことが重要だと認識しており、今後とも確実に実施していきたいと考えております。青色申告会のみなさまにおかれましては、今後とも税務行政への一層のご理解とご協力をいただきますよう、お願い申し上げます。』(全青色機関紙「BLUE RETURN」8月号より)

このことは、国税庁の並々ならぬ決意と青色申告会に対する期待が込められているように思われます。私たち小倉青色申告会会員一同は、適正申告の履行や青色コーナーにおける青色申告の勧奨など青色申告運動を通じて、国が進める申告納税制度の一層の定着に向けて努力してまいりたいと思います。

終わりに臨みまして、今年が会員皆様にとりまして健康で幸あらんことをご祈念申し上げます。

平成二十九年 元旦

主な国税の申告期限及び納期限等についてご案内致します

税金等の種類	申告期限及び法定納期限	振替納税の振替日
申告所得税(平成28年分確定申告)	平成29年3月15日(水)	平成29年4月20日(木)
消費税及び地方消費税(個人事業者の平成28年分確定申告)	平成29年3月31日(金)	平成29年4月25日(火)
贈与税(平成28年分申告)	平成29年3月15日(水)	—

- (一) 注意**
- 申告書の提出後に税務署から納付書の送付や納税通知等のお知らせはありません。
 - 振替納税のご利用に当たっては、あらかじめ納期限までに所轄の税務署又は預貯金先の金融機関に口座振替依頼書を提出して下さい。
 - 転居等により所轄税務署が変わった場合や既に振替納税で指定している金融機関や口座を変更する場合には、新たに振替納税(変更)の手続きが必要となります。
 - 確定申告書を提出した後で、税額を多く申告していたことに気付いたときは、原則として法定申告期限から5年以内に「更正の請求」を行って下さい。

市役所から償却資産の申告書が届いていませんか？

償却資産とは、工場・商店などを経営している方、駐車場・アパートなどを貸し付けている方が所有する、その事業に利用可能な構築物・機械・工具・器具・備品等の資産を言い、土地・家屋と同じように固定資産税が課税されます。

上記に該当するものを所有されている方には、市役所(区役所)から申告書が送付されております。忘れずに申告を行って下さい。申告書は、手数料2,160円で作成の代行を致します。

なお、平成28年度の償却資産申告書よりマイナンバーの記載が必要になりました。ご注意ください。

償却資産(固定資産税) 申告期限

平成29年1月31日(火)

休刊のお知らせ

毎年1月から3月は決算・申告時期のため繁忙期に入ります。誠に勝手ながら、この『青色だより』の発行は、3月までの間(2月号から4月号まで)お休みとさせていただきます。機関紙(全国紙)のみをお届け致します。どうぞご了承下さい。

2017年分の会計ソフトへの帳簿入力について

「ブルーリターンA」は、会計期間が(12カ月)+3カ月、最大で15カ月分入力することができます(例:2016年1月1日～2017年3月31日)。決算が終了するまで繰り越しを行わずに、2017年の入力をそのまま継続いただき、決算書、確定申告書を作成してから「81 翌年への繰越」を行って下さい。



普通預金出納帳・あさひ銀行

2016/1/1～2016/12/31

登録モード 日付順

科目:102-002 普通預金 / あさひ銀行

年	月	日	伝票番号	コード	科目	補助科目
16						
1	1					
16				3	704	通信費
1	9					
17				1	107	売掛金
1	31					

入力の方法は、日常取引の入力画面の日付入力欄にあります【16】という年表示をクリックし、【17】と打ち換えていただくことで、伝票番号も「1」から2017年分の入力を始めることができます。

注意 ただし、日常取引の入力画面からは帳簿の確認はできません。

2017年分の入力内容を確認したい場合は、左上のカレンダーをクリックして、選択期間を2017年1月1日～2017年3月31日と入力して下さい。

普通預金出納帳・あさひ銀行

2016/1/1～2016/12/31

登録モード 日付順 月計を非表示 補助科目モード

科目:102-002 普通預金 / あさひ銀行

年	月	日	伝票番号	コード	科目	補助科目	税区分	摘要	預入	引出	差引残高	複合
16								開始残高	500,000		500,000	
1	1											
16				3	704	通信費				15,500	484,500	
1	9											
17				2								
1	31											

期間選択
 選択期間: 2017年 1月 1日 ~ 2017年 3月 31日
 決算整理仕訳: 含む

教室を無料自習室として開放しています!

年が明け、確定申告の時期になりましたが、帳簿の進み具合はいかがですか? 自宅や事務所だと、他の用事で集中できない方もいらっしゃるのではないのでしょうか?

そんな時には、事務局のパソコン教室で集中して帳簿の入力をされてはいかがでしょうか? 持参される物は、通帳や領収書等の日常取引の入力に必要な書類とUSBメモリだけです。パソコンは教室に準備しております。

※1/10～13日・16日・17日・23日は講習会のため、利用できません。

上記以外の日で事前にご予約をお願いいたします。

※記帳確認も一緒にご希望の場合は、ご予約の際にお伝えください。予約の状況により、別の日をお願いする場合がございます。

会費のご入金

ありがとうございます!

当会の会費を12月27日(火)にご登録の口座より振り替えさせていただきました。

ご協力ありがとうございました。

通帳への印字は『CSS』又は『シーエスエス』(一部の金融機関は別途)となっております。

なお、口座残高不足で振替不能の方や口座振替手続きがお済みでない会員さまは、お早めにご持参又はお振り込みにてご入金をお願い致します。

今月の行事
予定日

行事予定日	行事内容
1月6日(金)	年末調整集合指導会(無料)
1月20日(金)	源泉所得税納付期限(納期の特例適用者)
1月31日(火)	給与支払報告書・償却資産税申告書の提出期限
3月16日(木)	事務局はお休みさせていただきます

祇園支部NEWS

メール: info@aioiro-f.com
 H P: http://aioiro-fukuoka.seesaa.net/
 Tel:092-283-7177 FAX:092-283-7176
 当会発信専用番号:070-5416-5221

編集後記

あけましておめでとうございます。昨年大変お世話になりました。あっという間に確定申告の時期ですね!! 申告の準備ができています方は、はやめにご予約いただければありがたいです♡
 今年も一生懸命頑張りますので、どうぞよろしく願います。